

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

胎内市長 井畑明彦

市町村名 (市町村コード)	新潟県胎内市 (15227)	
地域名 (地域内農業集落名)	柴橋地区 (柴橋、草野、鷹ノ巣、新館、西川内、東川内、八田、寅田、小舟戸、船戸、上城塚、城塚、下城塚、塩津、弥彦岡)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月6日、令和6年7月18日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は市街地の南側に位置し、日本海東北道とJR羽越本線との間に広がる地域であり、農業法人7法人、集落営農組織1組織、認定農業者39人、その他農業者24人が水稲を中心に農業経営を行っている。担い手の確保が十分にできており、農業法人や認定農業者等の中心経営体への農地集積が進んでいる。地域を包括する法人内の人員の確保と育成、農業技術の継承が今後の課題となっている。また米価の下落により農業所得が低迷していることから耕作意欲の減退が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き農地中間管理機構を活用し、農業法人や認定農業者等中心経営体への集積、集約化を進め、耕作しやすい環境を整えていく。
- ・園芸作物の導入・拡大等により農業所得の向上を図る。
- ・農業法人、集落内での農業技術の伝承、後継者の育成に尽力する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	478.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	478.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

柴橋、草野、鷹ノ巣、新館、西川内、東川内、八田、寅田、小舟戸、船戸、上城塚、城塚、下城塚、塩津、弥彦岡集落内の農振農用地区域内の、農業上の利用が行われる農地を当該区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当該地区の農地利用は、中心経営体である農業法人7法人、集落営農1組織、認定農業者39人、その他農業者24人が担う。 ・農業法人または集落営農組織、認定農業者に集約を進める。 ・離農者が出た場合は、主に農業法人が受け手となることで対応する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者、離農・経営移譲、利用権を交換する人は、農地を中間管理機構に貸し付ける。 ・中間管理機構を通じて中心経営体への集積・集約を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業法人内で担い手を確保・育成することにより対応する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--